

飯盛霊園組合 敷地の有効活用に向けた農作物栽培実証実験事業  
<公募型プロポーザル実施要領>

## 1. 事業の目的

本事業は、飯盛霊園組合（以下「組合」という。）の霊園整備に向けた施設や敷地の有効活用を検討し、飯盛霊園（以下「霊園」という。）の整備に向けた施設や敷地の有効活用を検討し、霊園の持続可能性を追求するため新たな実現可能性を検証することを目的とします。令和5年度の「飯盛霊園組合公園整備等検討調査業務」におけるマーケティング・ヒアリング調査のなかで、霊園敷地の有効活用の方向性として、農作物の栽培及び加工品需要の可能性が示されました。しかし、本格的な事業化にあたっては、霊園敷地が農作物栽培に適しているか、土壌調査に加えて、実際に農作物を栽培して適した品種等を検証し、農作物の生育状況やその後の加工品としての品質を確認する必要があります。

また、霊園敷地の有効活用を通じて、新たな農作物の生産可能性を検証するとともに、新規就農等への関心や生産性の向上、高付加価値化など、霊園と周辺地域との活性化に寄与する取組みとして新たなアプローチを検討します。

## 2. 本事業の内容等

### (1) 事業名

飯盛霊園組合 敷地の有効活用に向けた農作物栽培実証実験事業

### (2) 事業内容

霊園の未利用地を対象に、1の課題を解決する実証実験事業の提案を公募します。審査の結果、採択された実証実験事業については、実証フィールドの提供等の支援を行います。なお、実証実験の期間は農産物等の育成や検証、改善などの期間を考慮し、令和6年3月中旬から令和11年3月30日までの最長5年間とします。

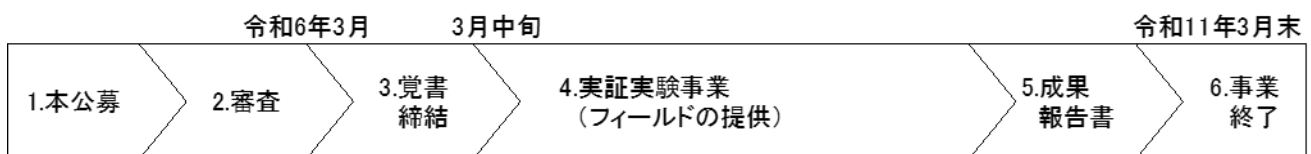


図1：本事業の流れ

詳細は、「飯盛霊園組合 敷地の有効活用に向けた農作物栽培実証実験事業 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

### (3) 履行期間

協定締結日から令和11年3月30日（金）まで

### (4) 提案公募

霊園の環境に適していると考えられる品種や高付加価値な農作物・加工品の生産に向けた実証実験の提案を募ります。

「3.参加資格」を満たす事業者であればどなたでも応募可能です。

### (5) 審査（書面）

応募時の提出書類（企画提案書等）について、組合による書類審査を行います。

#### (6) 提案採択、協定書締結

審査をもって最終的な採択事業者を決定し、組合と事業者間で協定書を締結します。

#### (7) 実証実験事業

組合は、無償にて実証フィールドを提供し、事業者は、圃場の準備・定植、生育管理、施肥や灌水、害獣や害虫対策、収穫を実施します。また、実証実験期間中、毎年度末に実証実験の経過報告、事業化に向けて解決すべき課題の整理・解決方法の抽出を行い、最終年度に事業化に向けたアクションプランを提案してください。

#### (8) 事業終了

本実証実験事業の成果報告を踏まえ、事業終了年度には本事業者と事業化に向けた協議を行うことを予定しています。なお、事業終了年度は令和11年3月30日を予定していますが、事業化が可能又は事業の継続が困難と判断できた場合は、5年を経過する前であっても組合と協議の上、事業期間を短縮することができるものとします。

### 3. 参加資格

本事業に参加できる事業者は、以下の条件をいずれも満たす事業者とします。

- (1) 参加申込みの日において、実証実験事業を実施できる法人格を有する事業者であること（事業者所在地は問いません）。
- (2) 本事業で栽培する農作物の栽培実績、活用できるサービス・プロダクトを既に有している事業者であること。
- (3) 本事業で取得、獲得したデータ等を組合に共有できる事業者であること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (5) 飯盛霊園組合建設工事等入札参加停止要綱第3条の規定による指名停止期間中でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しないこと。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用申請をした者（更生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (10) 政治団体・宗教団体に該当しないこと。

#### 4 スケジュール

No.	内容	日程・期限
1	公募開始	令和6年2月29日(木)
2	公募締切(企画提案書等提出期限)	令和6年3月13日(水)
3	審査結果通知	令和6年3月15日(金)
4	協定書締結	令和6年3月中旬
5	実証実験期間	令和6年3月中旬から令和11年3月30日まで
6	実施報告書の提出	毎年度3月末

注意：上記スケジュールは、現時点の想定ですので、変更になる可能性もあります。

#### 5 実施要領等の配布

- ・配付開始日 令和6年2月29日(木)
- ・入手方法 組合ホームページからダウンロード

URL：<https://iimorireienkumiai.shijonawate.osaka.jp/iimorireien/jissyoujikkennpropo/>

#### 6. 応募

本事業に参加を希望する事業者は、応募必要書類を作成いただき、下記組合のメールアドレス宛にメール件名を「【実証実験】企画提案書等提出(事業者名)」とし、令和6年3月13日(水)午後5時までに送信してください。なお、電子メール送信後、電話にて受信等の確認をしてください。

当該メールアドレスへの応募必要書類の送信をもって申請完了とします。

##### (1) 応募必要書類

- ・参加申込書(様式1)
- ・企画提案書(様式2) ※実証実験の詳細が把握できる資料
- ・添付書類

No.	書類の種別
1	商業登記簿謄本
2	国税及び都道府県税の納税証明書
3	市町村税等の納税証明書
4	財務諸表の写し
5	その他組合が必要と認める書類

※1 指定様式については、Microsoft Word 及び Microsoft Power Point 等のプレゼンテーション作成アプリケーションで作成した資料を PDF 形式に変換したものとしてください。

※2 添付書類は、写真又はスキャン等のデータで JPEG 又は PDF 形式としてください。

##### (2) 送付先

飯盛霊園組合 施設課

電子メール：[sisetsu-k@iimorireienkumiai.shijonawate.osaka.jp](mailto:sisetsu-k@iimorireienkumiai.shijonawate.osaka.jp)

電話：0743-61-5945

## 7. 提出書類

事業者は、公募締切日までに「6.応募」で作成した応募必要書類の原本を下記の提出先に郵送又は提出してください。なお、郵送にあつては、令和6年3月13日（水）の消印を有効とします。

（提出先）

飯盛霊園組合 施設課

〒575-0012 大阪府四條畷市大字下田原 448 番地

電話：0743-61-5945

## 8. 審査

### （1）評価基準

審査は書面のみで行います。ただし、審査を行うにあたり、組合より個別に内容の確認を行う場合があります。選考基準及び配点は以下のとおりです。

選考基準	配点
基礎点	
本事業の実施背景や目的を適切にとらえられているか	20
実施における実現可能性（体制・役割、生育管理、KPI等の明確化）	20
これまでの実績	20
独創点	
提案がもたらす霊園及び周辺地域の課題解決に対するインパクト	20
事業化の可能性、将来性	20
合計	100

※法令に適合しないものは失格とします。

### （2）事業者の選定

組合の関係者で構成する選定委員会において提案内容の審査及び採点を行い、以下の通り優先交渉権者の選定を行う。

- ①「評価基準」に基づき審査を実施し、総合得点（審査項目の全項目の合計点）が最高得点の者を優先交渉権者として選定する。
- ②総合得点が同点の者が複数であった場合は、独創点が高い者を優先交渉権者としてし、独創点も同じ場合は、選定委員会の議決により順位を選定する。
- ③総合得点の最高得点の者が協定を締結しない場合、第二位の者を優先交渉権者とする。
- ④総合得点が6割を超えない場合は失格とする。
- ⑤応募者が1者であっても選考を実施するが、総合得点が6割を超えない場合は選定しない。

### （3）選考結果の通知

審査結果については、「4.スケジュール」に記載の期日までに、全ての提案事業者（辞退者を除く。）に対し電子メールにて通知する。また、組合ホームページにて公表する。

## 8. 公募型プロポーザル参加に際しての留意事項

### (1) 失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

- ・実施要領に定める資格、要件が備わっていない場合
- ・事業条件と合致していない場合
- ・期限を過ぎて提出された場合
- ・提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・提出した書類に不足があった場合
- ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・選定委員会の委員に対して、直接間接問わず接触を求めた場合又は接触した場合
- ・他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ・事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- ・その他不正な行為があった場合

### (2) 複数提案の禁止

提案者は、複数の企画提案書の提出はできない。

### (3) 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。

### (4) 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

### (5) 費用負担

参加申込書等及び企画提案書等の作成、提出等、公募型プロポーザル参加に要する経費は、すべて提案者の負担とする。

### (6) その他

- ・手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ・提案者は、参加申込書の提出をもって、実施要領記載内容に同意したものとする。
- ・提出された書類について、飯盛霊園組合情報公開条例（平成28年7月施行）に基づく公開請求があった場合、原則として公開の対象となる。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位、その利益を害すると認められる情報は、非公開となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書（任意様式可）で申し出ること。なお、本公募型プロポーザルの事業者選定前において、決定に影響が出る恐れのある情報については、決定後の公開となる。

## 9. 協定の締結

- (1) 優先交渉権者との協定交渉が成立した場合は、当該事業者を協定者として決定し、協定の締結を行うものとする。その場合、当該事業者は令和5年3月中に協定が締結できるように速やかに手続を進めること。なお、その際に当該事業者が提案した内容は、仕様書に規定されたものと見なす。
- (2) 優先交渉権者との協定が成立しなかった場合は、プロポーザルの提案順位が次点の者が優先交渉権者となり、協定交渉を行い、成立した場合には、当該事業者を協定者として決定し、協定締結を

行うものとする。

## 10. 実証フィールド

採択された提案については、下記の実証フィールドにて実証実験事業を実施できます。

### (1) 実証フィールド

10区横広場（約744㎡）



実証フィールド現況写真

### (2) 実証フィールドの土地使用料

組合が提供する実証フィールドの使用又は占有に係る費用について実証実験期間中は、免除します。

## 11. その他

採択された事業について情報発信を行う場合やメディアから取材を受けた場合等については、事前に組合に連絡入れること。

## 12. お問い合わせ窓口

飯盛霊園組合 施設課

Email : [sisetsu-k@iimorireienkumiai.shijonawate.osaka.jp](mailto:sisetsu-k@iimorireienkumiai.shijonawate.osaka.jp)

問い合わせの対応時間は9:00～17:00（土日祝を除く）となります。本公募要領及びHP掲載情報（随時更新します）をご確認いただいたうえで、ご不明な点があればお問い合わせください。